

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

### 広島県人事委員会規則第三十二号

#### 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職) 第二条 (略) 一・二 (略) 4 給与条例第九条の二第一項第四号に規定する職は、行政職給料表、公安職給料表及び情報職給料表の適用を受ける職員の職で情報に関する高度な専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。ただし、情報職給料表の適用を受ける職員の職にあつては、同給料表の職務の級四級以上に分類されるものを除く。</p>	<p>(支給職) 第二条 (略) 一・二 (略) 4 給与条例第九条の二第一項第四号に規定する職は、行政職給料表及び情報職給料表の適用を受ける職員の職（同給料表の職務の級四級以上に分類されるものを除く。）で情報に関する高度な専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。</p>

#### 附 則

この人事委員会規則は、令和七年六月三十日から施行する。